

# 藤沢市議会基本条例 (案の解説)

## 目次

- 前文
- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則 (第3条-第5条)
- 第3章 議会運営の原則等 (第6条・第7条)
- 第4章 市民と議会との関係 (第8条-第10条)
- 第5章 議会と市長等との関係 (第11条-第14条)
- 第6章 議会機能の強化 (第15条-第18条)
- 第7章 議員の政治倫理 (第19条)
- 第8章 議会事務局等の体制整備 (第20条・第21条)
- 第9章 最高規範性及び見直し手続 (第22条・第23条)

## 附則

## (前文)

市民により選ばれた議員で構成される議会は、同じく市民により選ばれた市長とともに、二元代表制のもと、市民代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。また、地方分権の時代にあつて、地方公共団体の自己決定権や責任の範囲が拡大する中、その果たすべき役割や責任はますます大きくなっており、議会は合議制の機関として、市民の意思を的確に捉え市政に反映させなければならない。

議会は、その市民の負託に応えるため、市長等執行機関との立場や権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保ちながら、事務執行への監視機能の強化を図るとともに、政策立案及び政策提言機能等を十分に発揮することが必要である。

藤沢市議会は、こうした状況を踏まえ、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組みとともに、公正性、透明性及び独自性を確保する中、より市民に開かれた議会運営を推進することにより、市民の負託に応えるべく、ここに藤沢市議会基本条例を制定する。

(解説) 前段では、二元代表制のもとでの合議制の機関である議会の役割と使命を示しています。中段では、議会に求められる政策立案等の議会機能充実を示しています。最終段では、本市議会が目指す議会改革に対する考え方や条例を制定する目的などを示しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、藤沢市議会(以下「議会」という。)の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民や市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係等、二元代表制のもとでの議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定め、市民にわかりやすい開かれた議会を実現することにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(解説) この条文は、本条例の目的として、「議会に関する基本的事項」「開かれた議会の実現」「市民の負託に応え市民福祉の向上を目指す」等、分権と自治の時代にふさわしい、藤沢市議会のあるべき姿を規定しています。

### (基本理念)

第2条 議会は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政における最高の意思決定機関として、公正かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(解説) この条文は、条例の基本理念として市民の多様な意見の把握について規定するとともに、市政における「最高の意思決定機関」としての明確な位置づけを、条文上で規定するものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、市長等執行機関の事務執行について、公平性、透明性及び信頼性の観点から、適切に監視し、評価を行うものとする。

2 議会活動及び市政に関する情報等を積極的に公開し、市民に開かれた議会運営を行うものとする。

3 市民の多様な意見を把握して、市政に反映させるための政策立案及び政策提言に積極的に取り組むものとする。

4 市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例のほか、藤沢市議会会議規則(平成15年藤沢市議会規則第1号)、藤沢市議会委員会条例(平成15年藤沢市条例第40号)及び議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。

(解説) 1 市長等執行機関の事務執行への監視と評価を規定しています。

2 積極的な情報公開と開かれた議会運営の実施を規定しています。

3 政策立案や政策提言に積極的に取り組むことを規定しています。

4 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを規定しています。

(議員の活動原則)

- 第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、自由闊達な討議に努めるものとする。
- 2 議員は、市政全般の課題について、市民の意思を的確に把握するとともに、一部団体又は地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、不断の研鑽と日常の政務調査活動を通じて、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならぬ。
- 4 議員は、議会活動について、市民に対して積極的に説明する責務を有するものとする。

- (解説) 1 合議制である議会の特性を踏まえた議員による自由闊達な討議に努めることを規定しています。
- 2 市民の多様な意見を把握しながら、市民代表としての議員活動に努めることを規定しています。
- 3 不断の研鑽と資質向上に努め、市民代表としてふさわしい活動を行うことを規定しています。
- 4 議会活動について、市民への説明責任を規定しています。

(党派)

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、党派を結成することができる。
- 2 党派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 党派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ党派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(解説) この条文は、実際、議会運営が「党派」を中心に行われていること、また、政務活動も党派単位での支給になっていることなどから規定するものです。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

- 第6条 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。
- 3 議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会(以下「委員会等」という。)は、市政の課題に対応して機動的に開催し、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう運営しなければならない。
- 4 議長及び副議長の選出は立候補制とし、立候補する議員は、選挙に先立って所信表明を行うものとする。

(解説) 1 本条例制定の一つの柱である「議員間討議」について、議会運営の原則として規定しています。

- 2・3 標準的な規定として円滑かつ効率的な運営と目的に応じた役割や機能について規定しています。
- 4 新たに「正副議長の公選制」を規定しています。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して積極的に説明する責務を有するものとする。

(解説) この条文は、より開かれた議会、わかりやすい議会とするための規定として説明責任を明文化したもので、各議員の議案等に対する賛否の公表に努めます。

第4章 市民と議会との関係  
(市民の議会への参画の確保)

- 第8条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 2 議会は、委員会等において、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- (解説) 1 請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを規定しています。
- 2 参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的意見等を議会に反映させることを規定しています。

(広報広聴機能の充実)

- 第9条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表し、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として議会報告会を開催するよう努めるものとする。
- 2 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

(解説) 1 第2条の基本理念に示した「市民の多様な意見把握」と第3条の活動原則に示した「開かれた議会運営」を受けて、広報広聴機能の具体的取り組みとして「議会報告会」の開催を規定しています。

- 2 議会報告会の準備等、広報広聴機能の充実に向けられた取り組みをするために、議員による広報広聴委員会の設置を規定しています。

(議会活動に関する情報の公開)

第10条 議会は、議会の役割、責任を明らかにするため、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）との整合を図りつつ、保有する議会活動に関する情報公開を図るものとする。

(解説) この条文は、本市においては、情報公開条例の中で、議会も実施機関の一つに位置づけられていることから、その整合性を図るために規定するものです。

第5章 議会と市長等との関係  
(市長等との関係等)

第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係構築を構築するよう努めなければならない。

2 本会議における一般質問及び委員会等における質疑応答は、一括質問のほか、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答による質疑方式が選択できる。

3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長長の許可を得て、議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる。

(解説) 1 議員と市長等執行機関との緊張感の保持について規定しています。

2 一般質問及び委員会等における質疑について、一括質問方式又は一問一答方式で行うことができると規定しています。

3 市長等執行機関からの反問権を定めています。

【反問の考え方】①議員又は委員の質問趣旨を確認する/質問の背景を確認する

②質問の根拠（引用された数値の出展、財政的根拠）の確認

③議員の考える対案を求める場合

※議員又は委員から述べられた意見を批判する等、反論することは容認しない。

反問できるのは、市長、副市長、教育長とする。

(市長による政策提案の説明責任)

第12条 議会は、市長が提案する計画、施策、事業等について、議会での審議における論点情報を形成し、政策等に対する審議水準を高めるため、市長に対して、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

(1) 施策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 市の策定する計画や条例との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

(解説) この条文は、政策水準を高める議論を行うため、新規事業を提案の際は、上記6項目の資料提供に努めるよう市長に求めるものです。

(予算及び決算における施策説明資料の作成)

第13条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すにあたっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成に努めるよう、市長に対し求めるものとする。

(解説) この条文は、市民の代表である議員が審議を深めるに資するよう、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料(評価書)の作成に努めるよう市長に求めるものです。

(議決事件の追加)

第14条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。

(解説) 地方自治法第96条に定められる議決すべき事件(条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、使用料・手数料等)のほか、議決すべき事件の追加を積極的に検討することを規定しています。

第6章 議会機能の強化

(政策立案機能及び政策提言の強化)

第15条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に取り組み、市長等に対し積極的に政策提言を行うものとする。

(解説) この条文は、第3条「議会の活動原則」の内容を受けて規定するもので、自治体の自己決定権が拡大するなか、議会の重要な権能である「立法権」の充実に規定しています。

(議員間討議)

第16条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について、市民に対して説明責任を果たさなければならない。

第8章 議会事務局等の体制整備  
(議会事務局)

第20条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査及び法制機能の充実並びに議会事務局組織体制の整備に努めるものとする。

(解説) この条文は、議会における円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局組織体制の整備について規定しています。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図るとともに、これを適正に管理し、その有効活用を図るものとする。

(解説) この条文は、議会図書室の充実を図り、有効活用を目指すことを規定しています。

第9章 最高規範性及び見直し手続  
(最高規範性)

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、新たな議員に対し、この条例に関する研修を行わなければならない。

(解説) 1 議会における最高規範として位置づけることから、他の条例、規則等との整合が図られるべきことを規定しています。

2 一般選挙後において新人(元)議員への条例の研修について規定しています。

(条例の見直し)

第23条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づき条例を見直すものとする。

(解説) この条文は、条例の検証と見直しを規定しています。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(解説) この条文は、第4条「議員の活動原則」の内容と連動するもので

1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心とした運営に努めることを規定しています。

2 議案及び請願・陳情等の審議結論を出す際に、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努め、市民への説明責任を果たすこと(議会報告会の活用)を規定しています。

(研修及び調査研究)

第17条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。

(解説) 1 議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを規定しています。

2 地方自治法改正等により設置が可能となった専門的事項の調査権について規定しています。

(政務活動費)

第18条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途基準に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(解説) この条文は、政務活動費の交付目的である調査研究、政策提言への取り組みを明確にするとともに、使途基準に基づいた説明責任を規定しています。

第7章 議員の政治倫理  
(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民の厳粛な信頼を受けた者であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、市民の代表として良心と責任感を持って、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することに専念しなければならない。

(解説) 政治倫理について、他市議会等においては政治倫理を規定する条例を整備しているところもありますが、本市議会においては政治倫理規定の条例が整備されていないことから、本条例において規定しています。

## 茅ヶ崎市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条～第6条）

第3章 市民と議会との関係（第7条～第9条）

第4章 議会と市長等との関係（第10条～第12条）

第5章 自由討議（第13条・第14条）

第6章 委員会の活動（第15条）

第7章 政務調査費（第16条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条～第22条）

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（第23条～第25条）

第10章 条例の検証及び見直し（第26条）

#### 附則

茅ヶ崎市議会は、委員会の会議の原則公開、本会議の映像の配信等の手段による情報提供の実施など、さまざまな機会を捉えて議会改革に取り組んできた。

平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）による新たなまちづくりが展開されている今日においては、市民に開かれ、かつ、分かりやすく、さらには信頼される議会を構築していくことが求められている。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が

図られる中においても、原則として市の全ての事務に議会の権限が及ぶようになるなど、議会のあり方も大きく変わってきた。地方分権の進展により、自己決定・自己責任に基づきまちづくりが進められていく中、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を持つ議会の役割と責任は、ますます重大になっている。

このような時代背景の中、茅ヶ崎市議会は、これらの機能の充実に努めるとともに、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら、創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことのできる政策形成機能の向上を図っていかねばならない。

よって、茅ヶ崎市議会は、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として、これまでも取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに、議会を構成する議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことを示す決意を持って、ここに茅ヶ崎市議会基本条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された主権を有する市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

##### （条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議

会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会の役割)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。

3 議会は、市民に関われた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。

4 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制

の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。

2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の確かな把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。

4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加)

第7条 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映させることができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。

2 前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を

設けることに關し必要な事項は、別に定める。

4 議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な職員の職員の意見を議会に反映させるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 議会は、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の会議を別に条例で定めるところにより公開するものとする。

(説明責任等)

第9条 議会は、議会活動について、市民に説明する義務を有する。

第10条 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長等と緊密な関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

(1) その政策等を必要とする背景

(2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比

較検討の内容

(3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的に体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。）における位置付け又は総合計画との整合性

(4) 市民参加の状況

(5) その政策等に要する経費（将来負担すべき経費を含む。）及び

財源

(一問一答方式等)

第12条 本会議（全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。）における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。

2 説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

3 前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第5章 自由討議

(自由討議)

第13条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。

2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

#### (政策討議)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。

#### 第6章 委員会の活動

第15条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。

#### 第7章 政務調査費

第16条 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、別に条例で定めるところにより交付される政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。

2 議長は、別に条例で定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書及び領収証の原本その他支出を明らかにする書類を一般の閲覧に供しななければならない。

3 会派及び議員は、市民から政務調査費の用途等について説明を求められたときは、政務調査費をその経費として使用した調査研究活動の状況及び当該活動に要した経費の支出の状況について説明しななければならない。

#### 第8章 議会及び議政事務局の体制整備

##### (議員研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の

充実強化を図るものとする。

##### (議政事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議政事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

##### (議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。

##### (予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

##### (議会広報の充実)

第21条 議会は、第9条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。

##### (専門的意見の活用)

第22条 議会は、学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用し、議会の討議に反映させるものとする。

#### 第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

##### (議員の政治倫理)

第23条 議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

##### (議員定数の政定)



第24条 委員会又は議員は、議員定数を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。

2 前項の規定による議案の提出又は当該議案の審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(議員報酬の改定)

第25条 委員会又は議員は、議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、別に条例で定める手続を経た後、明確な理由を付して提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、議員報酬の額の改定について準用する。

第10章 条例の検証及び見直し

第26条 議会はこの条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 横須賀市議会基本条例

## 第1章 総則

- 平成22.5.25 条例第38号  
改正 平 22.11.30 条例第50号  
改正 平 23.3.28 条例第21号

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### (議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を守り、市民の負託に応えなければならない。

### (定例会の回数と会期等) 法第102条(定例会・臨時会及び会期)第2項

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定により、条例で定める定例会の回数は、年4回とする。

2 議会の会期及び運営等については、会議規則の定めるところによる。

### (議員定数) 法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第1項、

### 法第91条(市町村議会の議員の定数)第1項

第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、41人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

平成12年(2000年)4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機関委任事務制度が廃止され、国の地方公共団体(以下「自治体」という。)に対する関与の縮減や権限移譲が行われた。これに伴い、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなった。

本市議会は、同法施行以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきた。これまでも、ICT(情報通信技術)の活用による情報の公開、市民傍聴権の保障等、先駆的な取り組みを行ってきており、とりわけ、平成14年(2002年)に議会法体系を整備の上、制定した横須賀市議会基本条例は、今日の議会基本条例の先駆けと評価されている。今後も地方分権を踏まえ、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に関われ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

また市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員の合議体であり、日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、市民の負託に応える責務がある。このため本市議会は、市長等執行機関への監視及び評価機能の充実に努めることにより、自由闊達な討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案・政策提言を行える政策形成能力の向上を図っていかなければならない。

このような認識のもと、本市議会は、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不撓の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示したい。よって、ここに横須賀市議会基本条例を制定する。

## 第2章 議会の活動原則 (議会の活動原則)

- 第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
  - (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえ、議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
  - (3) 市民本位の立場から、市長等（市長等）の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているかを検証を怠りなく行うこと。
  - (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
  - (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(委員会) 法第109条（常任委員会）、法第109条の2（議会運営委員会）、法第110条（特別委員会）

第7条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事業の専門性、特性等を考慮し、法第109条から第110条までに規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。  
委員条例第1条、第2条第1項、申し合わせ24、25
- (1) 総務常任委員会
- (2) 生活環境常任委員会
- (3) 教育福祉常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会
- 3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。  
委員条例第2条第2項、申し合わせ26
- 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。  
須賀市議会委員会条例

## 第3章 議員の活動原則 (議員の活動原則)

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
  - (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。
  - (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不絶の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をすること。
- (会派) 申し合わせ1、2、3
- 第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理) 須賀市議会議員政治倫理条例

第10条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

- 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

## 第4章 市民と議会の関係

(情報の公開等) 委員条例第11条

第11条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。
- 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

傍聴規則、傍聴特別実施要領、議員研修会実施要領

(請願及び陳情) 会議規則第8章、委員条例第17条、委員条例第35、36条、

申し合わせ17~23、先例第8章

第12条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、其  
策に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情  
者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見  
陳述を行う場を設けることができる。

2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

(市民参加) 横須賀市議会報告会及び市民との懇談会実施要綱

第13条 議会は、市民との懇談会、議会報告会等の市民との意見交換  
の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものと  
する。

(説明責任等)

第14条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意  
思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有  
する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

## 第5章 議会と市長等との関係

(市長との関係)

第15条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築  
し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提  
言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

(一問一答方式等) 会議規則第48条、申し合わせ7(4)

第16条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確  
にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者  
は、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための  
発言をすることができる。

(政策等の監視及び評価)

第17条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政  
策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情  
報を明らかにしなければならない。

(1) 重要な政策等を必要とする背景

(2) 検討した他の政策案等との比較検討

(3) 総合計画における根拠又は位置付け

(4) 関係法令及び条例等

(5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明ら  
かにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行にお  
ける論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評  
価の観点も踏まええた審議をするものとする。

(議員の文書による質問) 申し合わせ43

第18条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定め  
る様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることがで  
きる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答  
しなければならない。

3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、  
市民に公表するものとする。

## 第6章 議会の機能強化

(議決事件の追加) 法第96条(議決事件)第2項、

議会の議決すべき事件に関する条例

第19条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項  
の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づき議会の議決すべき事件については、別に条例  
で定める。

(議員相互の討議の推進)

法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処理)第1項、

法第100条(調査権・刊行物の送付・図書館の設置等)第12項、委員会規則第23条

第20条 議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調  
整の場(以下「委員会等」という。)における議案の審査等の際に、  
は、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、  
活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説

明責任を十分に果たさなければならぬ。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。

2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われれるように委員会等を運営しなければならない。

(調査研究機関の設置) 法第100条の2(専門的事項に係る調査)通知

第21条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修) 議員研修会実施要領、先期93

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

(広報広聴の充実)

第23条 議会は、市政に係る情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について積極的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(予算の確保)

第24条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員及び会派の積極的な政務調査活動)

法第100条(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等) 第14項

第25条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務調査費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

## 第7章 議会改革の推進

(検討会の設置)

第26条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。

2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。

3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

各設置要綱

(交流及び連携の推進)

第27条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

## 第8章 議員の身分及び待遇

(議員の身分及び待遇)

第28条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務調査費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。

(議員報酬等) 議会議員の報酬等に関する条例、横浜買市議会政務調査の交付に関する条例

第29条 議員報酬及び政務調査費については、別に条例で定める。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務調査費に係る条例改正議案の提出について準用する。

## 第9章 議会事務局等

(議会事務局) 法第138条(事務局の設置及び議会の職員)、

横須賀市議会事務局設置条例

第30条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第31条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

## 第10章 継続的な検討

(継続的な検討)

第32条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を御案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会在が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項(第5号に係る部分に限る。)及び附則第3項(横須賀市議会委員会条例(平成14年横須賀市条例第44号)第2条に1号を加える改正規定に限る。)の規定は、平成23年5月2日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 横須賀市議会会議条例(平成14年横須賀市条例第45号)は、廃止する。


附 則 抄

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則 抄

この条例は、平成23年5月2日から施行する。

## 川崎市議会基本条例

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます  2012年2月2日平成21年6月23日  
条例第21号

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 議会及び議員(第3条～第5条)
  - 第3章 議会と市長等との関係(第6条～第8条)
  - 第4章 議会運営(第9条～第11条)
  - 第5章 市民と議会(第12条～第14条)
  - 第6章 議会の体制整備(第15条～第18条)
  - 第7章 他の条例との関係等(第19条・第20条)
- 附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してより的確に対応することが必要となっており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

#### (条例の尊重等)

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

### 第2章 議会及び議員

#### (議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

(3)議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)議会の会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)において議案等の審議、審査等を行うこと。

(2)市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。

(3)各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1)市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。

(2)市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。

(3)自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

### 第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画(市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1)基本計画の策定又は変更

(2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更

(3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

### 第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答等)

第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。

2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の



効果的な方法を選択することができる。

4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

## 第5章 市民と議会

### (市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めるものとする。

### (広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

### (会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

## 第6章 議会の体制整備

### (議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

### (調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

### (議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実に努めるため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

### (議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

## 第7章 他の条例との関係等

### (他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

### (条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

## 附則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

### 附則(平成23年7月4日条例第26号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか?

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか?

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

川崎市 議会局議事調査部議事課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-3371

ファクス:044-200-3953

メールアドレス:[98gizi@city.kawasaki.jp](mailto:98gizi@city.kawasaki.jp)

---

(c) 2013 City of Kawasaki. All rights reserved.